

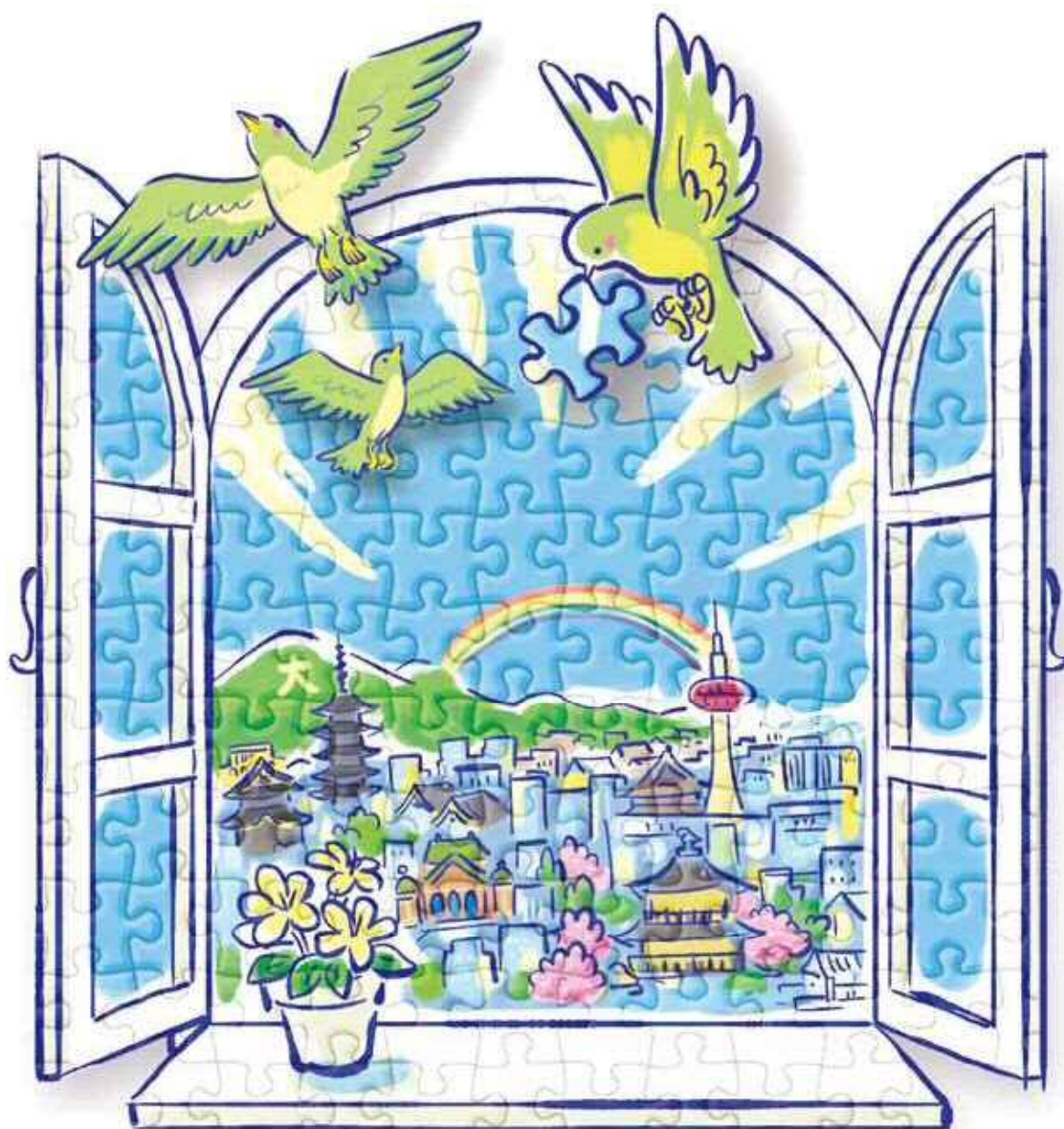
はばたけ未来へ！

みやこ

京プラン

京都市基本計画

平成23(2011)～32(2020)年度



京都市

計画の位置付け

京都市基本構想に基づく第2期の基本計画

京都市は、昭和53（1978）年に、市会の賛同を得て宣言した「世界文化自由都市宣言」において、都市理念（都市の理想像）を掲げている。

この宣言に基づき、平成11（1999）年12月に、市会の議決を得て策定した「京都市基本構想」は、21世紀の最初の四半世紀におけるグランドビジョンとして、日本社会の転換期において、京都が抱えるさまざまな問題に対処し、都市としての魅力と活力をもち続けるために、「安らぎのある暮らし」と「華やきのあるまち」という目標を掲げ、「信頼」を基礎に社会の再構築をめざすというまちづくりの方針を理念的に示したものである。

「はばたけ未来へ！ 京プラン（京都市基本計画）」は、この基本構想を具体化するための第1期の基本計画に引き続く第2期の基本計画として、平成23（2011）年度から10年間の京都の未来像と主要政策を明示する都市経営の基本となる計画である。

また、「各区基本計画」とは同列の計画として位置付け、本計画は広域的、全市的な視点から、「各区基本計画」は区の独自性、地域の視点から相互に補完し合う関係とする。

単なる「行政計画」ではなく、市民と行政が共に汗を流して協働する「共汗型計画」

不透明感の強い混迷の時代にあって、豊かさを実感できる社会に向けた歩みを着実に進めるためには、基本構想の理念に基づき、市民と行政が、京都のあるべき姿、その実現のための責任、踏み出すべき行動を共有することが強く求められている。

そのため、本計画は、単なる「行政計画」ではなく、市民、NPO、企業、大学などのさまざまな主体と行政とが夢と希望、危機感と責任を共有し、役割を分担し、共に汗を流して協働する「共汗型計画」として策定する。

政策の優先順位を明確にし、目標への筋道を示す「戦略的な計画」

加速する社会経済情勢の変化に的確に対応するとともに多様化・高度化する公的なニーズに十分対応できるだけの財源等を確保することが困難な状況にあるなか、優先順位を明確にし、戦略的に政策を推進することがますます重要となってきた。

そのため、本計画は、政策分野ごとの基本方針等を示すだけでなく、市民の視点からめざすべき6つの未来像と、それを実現するために複数の行政分野を融合し、とくに優先的に取り組むべき11の重点戦略を明示する。また、行財政改革やマネジメントのしくみなど、本計画全体を進めていくための基盤となる行政経営の大綱を盛り込む。

さらに、重点戦略や行政経営の大綱を着実に実行するための個別具体的な事業やスケジュール、目標等を明示した「実施計画」を策定する。

京都市の総合計画の体系

都市理念（都市の理想像）

世界文化自由都市宣言

市会の賛同を得て昭和53（1978）年10月15日宣言

都市は、理想を必要とする。その理想が世界の現状の正しい認識と自己の伝統の深い省察の上に立ち、市民がその実現に努力するならば、その都市は世界史に大きな役割を果たすであろう。われわれは、ここにわが京都を世界文化自由都市と宣言する。

世界文化自由都市とは、全世界のひとびとが、人種、宗教、社会体制の相違を超えて、平和のうちに、ここに自由につどい、自由な文化交流を行う都市をいうのである。

京都は、古い文化遺産と美しい自然景観を保持してきた千年の都であるが、今日においては、ただ過去の栄光のみを誇り、孤立して生きるべきではない。広く世界と文化的に交わることによって、優れた文化を創造し続ける永久に新しい文化都市でなければならない。われわれは、京都を世界文化交流の中心にすえるべきである。

もとより、理想の宣言はやさしく、その実行はむずかしい。われわれ市民は、ここに高い理想に向かって進み出ること静かに決意して、これを誓うものである。

市政の基本方針

京都市基本構想（グランドビジョン）

21世紀の京都のまちづくりの方針を理念的に示す長期構想

＜平成13（2001）～平成37（2025）年＞

地方自治法第2条に基づき市会の議決を得て平成11（1999）年12月17日策定

部門別計画

地域別計画

京都市基本計画

基本構想の具体化のために全市的観点から
取り組む主要な政策を示す計画

（第1期）

＜平成13（2001）～平成22（2010）年＞

はばたけ未来へ！ 京プラン （京都市基本計画）（第2期）

＜平成23（2011）～平成32（2020）年度＞
京都市会の議決に付すべき事件等に関する
条例第2条に基づき市会の議決を得て
平成22（2010）年12月10日策定

実施計画

重点戦略及び行政経営の大綱を推進するための計画

各区基本計画

基本構想に基づく各区の個性を生かした
魅力ある地域づくりの指針となる計画

（第1期）

＜平成13（2001）～平成22（2010）年＞

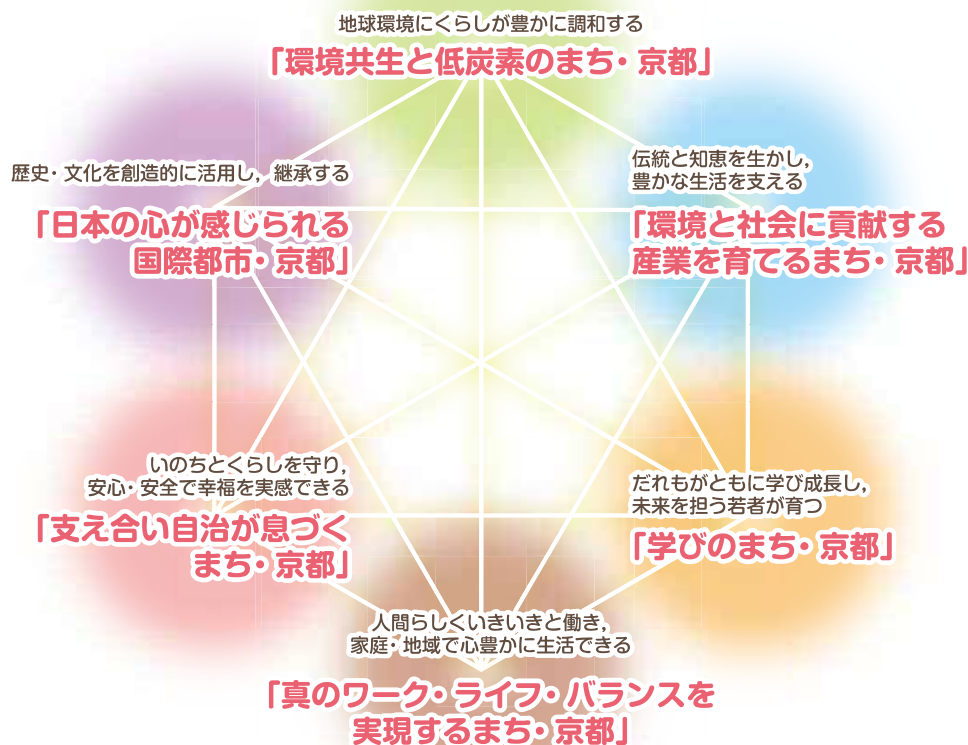
（第2期）

＜平成23（2011）～平成32（2020）年度＞
平成23（2011）年1月策定

分野別計画

政策分野ごとの取組を推進するための計画

京都の未来像



地球環境に暮らしが豊かに調和する

「環境共生と低炭素※のまち・京都」

わたしたち京都市民は、将来世代のいのちと安全を守るためにも、長期的(2050年まで)な未来を視野に入れ、その最初の10年間に於いて、ものづくりの伝統に裏打ちされた匠のわざや最先端の技術を用いた環境産業が新たな雇用を生み、公共交通を優先するまちづくりがくらしやすさや訪れやすさを高め、三山の森とまちなかの緑がすべての市民に潤いと癒しを与えといった、低炭素のまちづくりにひとびとのくらしの豊かさが調和したまちをめざす。

京都人が長い歴史のなかで培ってきた価値観である「もったいない」、「しまつ」、「おかげさま」の精神を尊び共有することで、交通・都市づくり、ものづくり、なりわい、すまいとくらしといったあらゆる場において、環境共生と低炭素のまちづくりを市民ぐるみで実践し、国内外における地球温暖化対策を牽引する。



※ 低炭素：温室効果ガスの排出が少ないことを指す。

歴史・文化を創造的に活用し、継承する

「日本の心が感じられる国際都市・京都」

わたしたち京都市民は、千年の悠久の歴史に培われた豊かな文化と奥深い伝統に彩られたまち・京都に対する一層の愛着と誇りを持ち、「住んでよし訪ねてよし」の国際文化観光都市であり続けることをめざす。

先人たちが、あるときは頑なに守り、あるときは進取の気性で培ってきた、幾重にも積み重ねられた歴史と文化、美しい自然や景観、伝統が息づく暮らし方など、有形無形の日本の心ともいうべき京都の特性を創造的に活用し、次世代への継承に努める。さらに、こうした京都の魅力を平和とともに広く世界に発信し、文化的な交流を深める。



伝統と知恵を生かし、豊かな生活を支える

「環境と社会に貢献する産業を育てるまち・京都」

わたしたち京都市民は、環境問題をはじめ現代社会が抱える課題から需要を掘り起こし、これまで培ってきた価値観や知恵などを生かして、世界市場をも視野に入れた新たな産業を育成することで地場産業や農林業も活性化し、雇用を創出するとともに課題解決に貢献する好循環をつくり出す。これにより、豊かな生活や社会を支える経済基盤が確立したまちをめざす。

低炭素社会を先導する産業、超高齢社会に対応した健康・福祉産業などを対象に、京都の強みである起業家精神、ものづくりの技術や知恵などが最大限発揮され、広く国内外から人材や資金などを呼び込むしくみづくりなどを推進する。



だれもがともに学び成長し、未来を担う若者が育つ

「学びのまち・京都」

わたしたち京都市民は、ともに学び成長する喜びを分かち合いながら、京都、日本、世界の未来を担う若者を、みんなで育て合う、学びのまちをめざす。

「大学のまち京都」の都市特性や文化芸術、宗教、ものづくり（匠のわざから先端技術まで）などほんものに数多く触れることができる強みを生かし、生涯を通じてだれにも多様な学びの機会があり、その成果を社会に還元できる環境を創出する。また、社会全体で子どもを健やかで心豊かに育むとともに、若者が希望を抱いて学ぶことができ、地域の担い手や、経済、学術、文化芸術など多様な分野での国際的なリーダーを輩出する取組を推進する。



いのちとくらしを守り、安心・安全で幸福を実感できる

「支え合い自治が息づくまち・京都」

わたしたち京都市民は、子どもからお年寄りまで、すべてのひとびとのいのちとくらしが守られ、互いに尊厳を認め合い、支え合うとともに、だれにも居場所があり、ひとのつながりが豊かで、心安らかに幸福を実感できるまちをめざす。

子育て、教育、福祉、防災、防犯、まちづくりなど多様な面でこれまで以上に参加と協働を進め、セーフティーネット（安全網）をしっかりと守る「公助」と自律した市民による「自助」とともに、京都の誇る地域コミュニティの「共助」の力を一層高める取組を推進する。



人間らしくいきいきと働き，家庭・地域で心豊かに生活できる

「真のワーク・ライフ・バランスを実現するまち・京都」

わたしたち京都市民は，人間らしくいきいきと働き，豊かな家庭生活を築き，地域社会に積極的に参加・貢献するとともに，健康で文化的に学び憩うときと空間を確保することを理想とする真のワーク・ライフ・バランスが実現できる，ひとびとをいきつけるまちをめざす。

企業・事業者や行政が率先して安定的かつ働きがいのある労働環境や，子育て，介護など安心な暮らしを支えるしくみを整えるとともに，社会貢献の場や機会の充実を図る取組を推進する。また，市民ひとりひとりが人生の段階に応じて，就労による経済的な自立，実りある家庭生活や友人等との交わり，自己啓発，地域活動への参加等が行えるように努める。



重点戦略

<重点戦略とは>

- ① 未来像を実現するために、とくに優先的に取り組むべき政策
- ② 「京都らしさ、独自性」といった都市特性や強みを生かす政策
- ③ 行政だけでなく、市民や企業と「共汗」して推進する政策
- ④ 単一分野だけでなく、複数の行政分野を「融合」した政策

市民ぐるみで、くらしやまちの変化を実現する
「低炭素・循環型まちづくり戦略」

京都の知恵や価値観を生かした
「新産業創造戦略」

ひとと公共交通を優先する
「歩いて楽しいまち・京都戦略」

夢と希望がもてる
「未来の担い手育成戦略」

歴史都市の品格と魅力が国内外のひとびとを魅了する
「歴史・文化都市創生戦略」

子どもと親と地域の笑顔があふれる
「子どもを共に育む戦略」

魅力ある地域資源と既存の都市インフラを生かす
「個性と活力あふれるまちづくり戦略」

仕事と家庭、社会貢献が調和できる
「真のワーク・ライフ・バランス戦略」

世界が共感する
「旅の本質を追求する観光戦略」

だれもが参加したくなる
「地域コミュニティ活性化戦略」

安心・安全と生きがいを実感できる
「いのちとくらしを守る戦略」

夢と希望がもてる

「未来の担い手育成戦略」

基本的な考え方

若者が夢と希望をもち続け、いきいきと成長しながら京都への愛着を育める社会を築き、京都や国内外の社会に貢献できるよう、地域の担い手を育むとともに、国際的なビジネスリーダーやクリエイター（制作者、創造者）、さまざまな分野のオピニオンリーダー（世論形成者）といった次代を担うひとを育て、世界に輩出する。

そのために、世界有数の大学のまちであるという京都の強みを生かして学びの環境を充実するとともに、若者が住民自治の伝統が息づく地域の活動にかかわったり、京都の奥深い歴史に裏打ちされたほんものの文化に触れ、学び、身につけたり、新しいことにチャレンジする行動力や国際感覚を養うことができる機会を拡充する。

世界有数の大学のまちであるという京都の強みを生かして学びの環境を充実

ようこそアーティスト
文化芸術とくべつ授業



若者が新しいことにチャレンジする行動力や国際感覚を養うことができる機会を拡充



地域の担い手、国際的なビジネスリーダー、オピニオンリーダー（世論形成者）といった次代を担うひとを育成

世界に輩出

戦略を推進するうえでの役割分担

市民・団体	企業・事業者	行政
- 学生の地域生活の多面的な支援 - 地域の諸活動への若者の参加を広げ、活動を通じて若者を育成 - 若者による主体的な学習	- 大学間連携の強化や地域に開かれた大学づくり - 京都の強みを生かした新産業創造等による雇用の機会の提供 - 優秀な海外人材の積極的な受入れ - 人材育成に向けた大学と企業の連携	- 大学での先端の研究を小中学生に体験させるしくみづくりの推進 - 地域を学ぶ学習プログラムの充実 - ほんものを実感できる地域づくりの支援 - 市立芸術大学の整備・改革 - 国際交流の多様なチャネルの拡充 - 各種審議会等への若者の参加促進

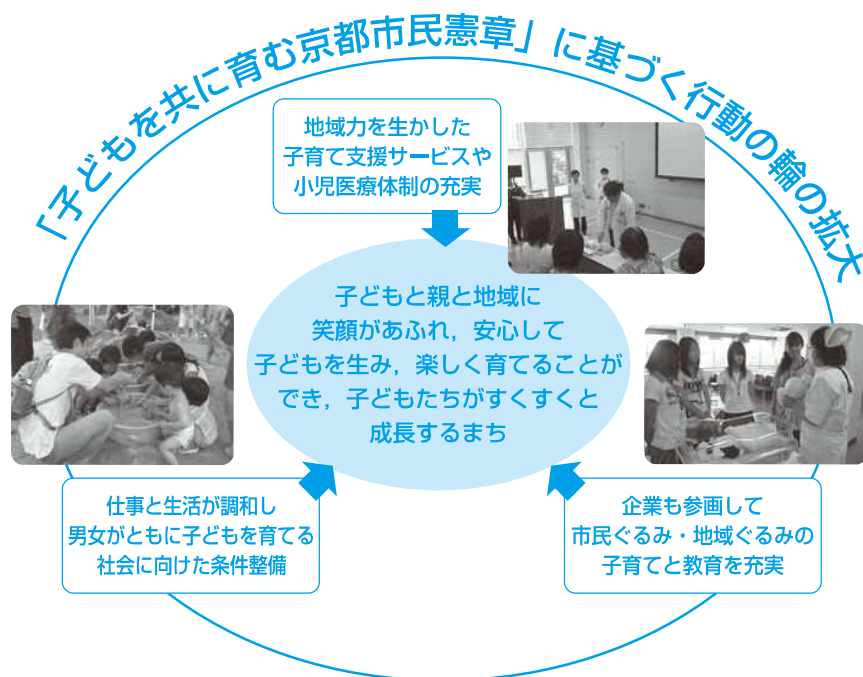
子どもと親と地域の笑顔があふれる

「子どもを共に育む戦略」

基本的な考え方

子どもと親と地域に笑顔があふれ、安心して子どもを生み、楽しく育てることができ、子どもたちがすくすくと成長するまちづくりを進める。

そのために、社会全体で子どもを育むという「子どもを共に育む京都市民憲章」に基づく行動の輪を広げ、地域力を生かした子育て支援サービスや小児医療体制の充実、仕事と生活が調和し男女がともに子どもを育てる社会に向けた条件整備、健全な育成環境づくりに取り組み、企業も参画して市民ぐるみ・地域ぐるみの子育てと教育を充実する。



戦略を推進するうえでの役割分担

市民・団体	企業・事業者	行政
- 子どもを大切に育む - 子育てについての積極的な学習と実践 - 地域での子育て家庭の温かい見守りと支え合い	- ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）実現に向けた労働環境の整備 - 地域活動への参加と貢献	- 地域における子育て支援の拠点づくり - 子育て・ひとづくりの全市的なネットワークなどの連携づくりの支援 - 安心して子育てできる環境整備

仕事と家庭，社会貢献が調和できる

「真のワーク・ライフ・バランス戦略」

基本的な考え方

若者をはじめ，市民ひとりひとりが仕事や家庭生活，社会貢献などにおいて，生きがいと充実感を得て人生が送れる真のワーク・ライフ・バランスを定着させる。

そのために，だれもがともに能力を発揮できる労働環境の整備，子育てや介護などの負担軽減のための支援強化や男性の積極的な参加の促進，地域社会における活動に参加しやすい条件の整備，生涯を通じて学び続けられ，その学びを社会に還元することができる環境の整備などを行う。

だれもがともに能力を
発揮できる労働環境の整備



子育てや介護などの負担軽減のため
の支援強化や男性の積極的な参加の促進



地域活動に参加しやすい条件整備，
生涯学び続けられ，その学びを社会に
還元することができる環境整備



真のワーク・ライフ・バランスの定着

戦略を推進するうえでの役割分担

市民・団体	企業・事業者	行政
- 男女が互いの能力を尊重 - 男性による育児や介護への積極的な参加 - 男女がともに地域活動や社会貢献活動へ参加	- 長時間労働の解消 - 非正規雇用者の就業環境の整備 - 男女雇用機会均等の促進 - 育児休業や介護休業などの制度の定着と利用促進 - 労働者の地域・社会貢献活動への参加の理解・支援	- 雇用・労働環境の適正化 - 社会貢献活動の選択肢を拡大するための啓発・支援 - 子育てしながら働き続けられる条件の整備 - 高齢者の生活や介護等に関するサービスの充実，質的向上 - 地域活動に対する支援や情報提供の充実 - 意思決定の場に男女がともに参画できる条件の整備

政策の体系

うるおい

- 1 **環境** ～DO YOU KYOTO? (環境にいいことしていますか?) を合言葉に、自然環境を気遣う「環境にやさしいまち」をめざす～
- 2 **人権・男女共同参画** ～ひとりひとりが尊重される社会をめざす～
- 3 **青少年の成長と参加** ～若き市民とともに未来の京都を築く～
- 4 **市民生活とコミュニティ** ～住民同士がつながり、おもいやり、地域 みんなで築く
くらしやすいまちをめざす～
- 5 **市民生活の安全** ～地域が支え合う、だれもが安心してくらせるまちをめざす～
- 6 **文化** ～世界的な文化芸術都市として創生することをめざす～
- 7 **スポーツ** ～スポーツやレクリエーションに親しむ機会に恵まれたまちをめざす～

活性化

- 8 **産業・商業** ～新たな価値をつくる都市をめざす～
- 9 **観光** ～いよいよ旅の本質へ 世界が共感する観光都市をめざす～
- 10 **農林業** ～ひとと生命と環境を育む京の農林業をめざす～
- 11 **大学** ～大学の集積が都市の活力を支え高めるまちをめざす～
- 12 **国際化** ～住むひとにも、訪れるひとにも魅力的な国際都市をめざす～

すこやか

- 13 **子育て支援** ～市民ぐるみ・地域ぐるみで子どもを共に育むまちづくりを進める～
- 14 **障害者福祉** ～障害のあるひととないひと、すべてのひとが違いを認め合い、
支え合うまちづくりを推進する～
- 15 **地域福祉** ～自治・協働により自立を実現し、地域の福祉力をつむぎ、高める～
- 16 **高齢者福祉** ～「健康長寿のまち・京都」をみんなでつくる～
- 17 **保健衛生・医療** ～いきいきと健やかな「笑顔・健康都市」京都を実現する～
- 18 **学校教育** ～市民ぐるみで子どもたちに「生きる力」を育むまちをつくる～
- 19 **生涯学習** ～まち全体をまなびやに 大人も子どもも学び育つまちをつくる～

まちづくり

- 20 **歩くまち** ～ひとと公共交通優先の「歩くまち・京都」の実現を図る～
- 21 **土地利用と都市機能配置** ～地域ごとに魅力があり、持続的な都市活動を支える
エコ・コンパクトな都市をつくる～
- 22 **景観** ～1200年の歴史・文化を実感でき、世界のひとびとを魅了し続けるまちとなる～
- 23 **建築物** ～建築物の安全の確保と質の向上で、ひとにやさしく、安心なまちをつくる～
- 24 **住宅** ～ひとがつながる 未来につなぐ 京都らしいすまい・まちづくりを継承・発展させる～
- 25 **道と緑** ～風土や歴史と調和した道と緑を創造する～
- 26 **消防・防災** ～災害に強く安心して住み続けられる「安心都市・京都」をめざす～
- 27 **くらしの水** ～ひと まち くらしを支える京の水をあすへとつなぐ～

政策分野 13 子育て支援

～市民ぐるみ・地域ぐるみで子どもを共に育むまちづくりを進める～

基本方針

子どもは、社会のかけがえのない存在である。このため、「子どもを共に育む京都市民憲章」の理念を市民生活の隅々まで浸透させ、社会のあらゆる場で子どもたちを共に育む実践行動の輪を広げていく。市民ぐるみ・地域ぐるみで子育てを支え合うしくみづくりを行い、子どもを生み育てる喜びを実感できるまち、子どもたちが「京都で育ってよかったね」といえるまちづくりを進める。

現状・課題

少子高齢化や家族規模の縮小、また地域の協力、共同関係の希薄化に伴う家庭や地域の養育能力の低下が懸念される状況が全国的に続いている。一方、京都では、市民ぐるみ・地域ぐるみで子どもを育む取組の輪も広がっており、これらと行政の一層の連携・協働を進めることで、より大きな効果が期待される。

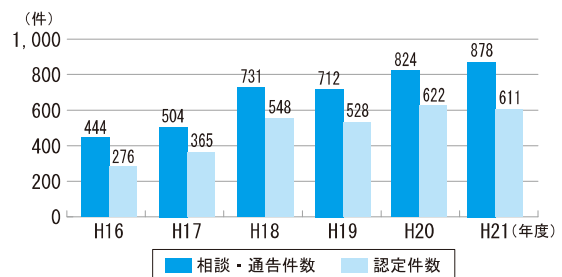
児童虐待の相談・通告件数は、社会的関心が高まるなか、子育てに対する不安・孤立感の増大、また経済状況による貧困等も背景に増加を続け、尊いいのちが失われる事件も全国で相次いでいる。さらに、近年、子どもの発達障害*に関する相談も増加している。

出産の高年齢化、不妊治療や低出生体重児の増加など、妊娠・出産期の母親を取り巻く状況は大きく変化している。妊産婦のなかには不安や精神的なストレスを感じるひとと少なくない。

依然として父親の子育てへの参加にはさまざまな課題があり、子育ての負担の大部分を母親が担い、就労か育児かの二者択一を迫られる女性も多い。

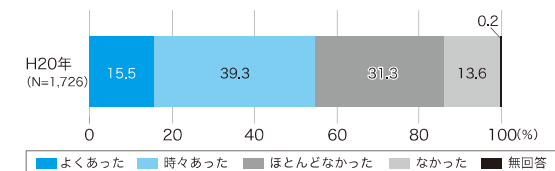
ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に向け、企業をはじめ社会全体の理解促進や意識向上とともに、依然として高い保育ニーズへの対応が課題である。

児童虐待については、相談・通告件数、認定件数ともに増加傾向



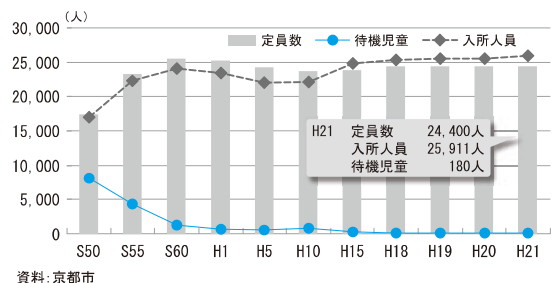
資料：京都市

妊娠中・出産直後に精神的に落ち込むことやイライラを感じることもあるひとの割合が半数強



資料：京都市母子保健に関する意識調査（平成20年）

保育所入所児童は近年増加



資料：京都市

※ 発達障害：自閉症、アスペルガー症候群、学習障害（LD）、注意欠陥／多動性障害（AD/HD）など

みんなでめざす10年後の姿

1 地域全体で子どもや子育て親子を見守り、支えている

京都のまちが培ってきた、子どもを何よりも大切にする次世代育成の精神と地域社会の力を生かし、市民相互の子育て支援活動やネットワークの強化を図るとともに、子どもをもつ家庭と地域のひとびとが交流する機会の提供などを通じて、若者から高齢者まで地域全体で子どもや子育て親子を見守り、支えるまちになっている。

2 子どものいのちと人権が大切にされている

虐待や疾病・障害等により保護や支援が必要な児童への対応強化を図るとともに、虐待等の未然防止、早期発見に向け、普段から気軽に子育て相談ができる環境づくりや啓発活動を行うことで、子どものいのちと人権が大切にされるまちになっている。

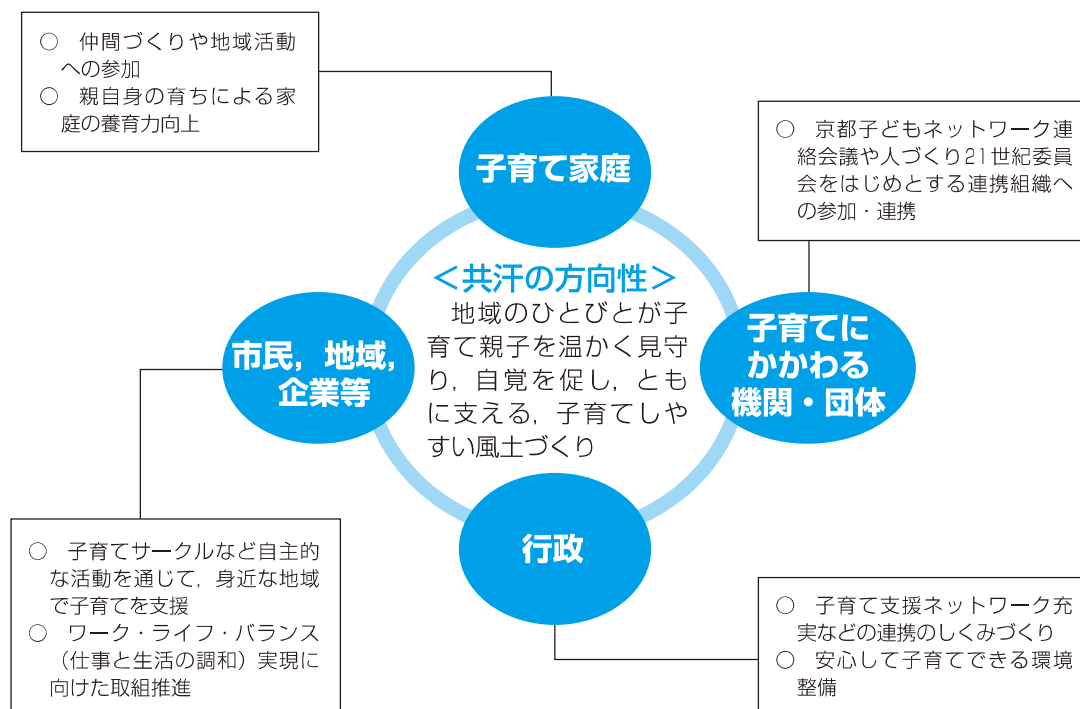
3 子どもを安心して生み健やかに育てることができている

妊娠期から出産、育児期まで、母親の心身の健康の保持増進及び父親の育児参加促進を図るとともに、子どもの病気や事故への対応も含め乳幼児の健やかな発育・発達と育児不安の軽減に向けた支援を充実することで、子どもを安心して生み健やかに育てることのできるまちになっている。

4 仕事と子育てを両立しやすいまち

働き方の見直しや男性の子育てへの参加促進など社会全体の意識が向上し、企業等における取組が積極的に推進されるとともに、多様な保育サービスの提供や放課後の子どもたちの居場所づくりなどの行政施策が充実することで、仕事と子育てを両立しやすいまちになっている。

市民と行政の役割分担と共汗



推進施策

1 市民ぐるみ・地域ぐるみで子育てを支え合う子育て支援の風土づくり

(1) 「子どもを共に育む京都市民憲章」の推進

社会の宝である子どもたちを大切に育む憲章の理念が市民生活の隅々にまで浸透し、家庭、地域、学校、企業、行政など、社会のあらゆる場で実践行動の輪が広がるよう、一層の普及促進に取り組む。

(2) 子育て支援ネットワークの充実

全市レベル、行政区レベル、身近な地域レベルの三層からなる子育て支援のネットワークが、それぞれの取組を有機的で効果的なものにするとともに、ネットワーク間の連携を深め、協働した取組の展開を図る。

2 子どものいのちと人権が大切にされるまちづくり

(1) 児童虐待対策の推進

児童虐待の未然防止や早期発見、早期対応、再発防止を図るため、児童相談所をはじめ、福祉事務所や保健センター、学校など関係行政機関の対応力を強化するとともに、行政と地域が連携して家庭を支援するしくみづくりを進める。

また、子育てへの不安や負担感、孤立感をもつ家庭に対しては、家庭訪問等による状況の把握や支援を行うほか、子育てに関する相談、情報、交流の場の提供など、児童虐待を未然に防止するための取組を充実する。

(2) 被虐待児をはじめとした養護等が必要な子どもへの支援

親から離れて生活することを余儀なくされた子どもたちに、安心して生活できる場を提供するとともに、傷ついた心や体を癒し、ひとに対する信頼感や安心感を育て、家庭復帰や社会的自立をめざす。このため、施設等に入所する児童に対しては、できる限り家庭的な環境のなかで養育し、きめ細かなケアの提供に努めるとともに、施設を退所した児童も含め、社会的自立に向けた支援を行う。

(3) 障害や疾病等で支援が必要な子どもの福祉

障害や疾病のある子どもが可能性を最大限に伸ばし、自立して社会参加していく力を育むため、継続したきめ細かな支援を行う。障害を早期に発見し、早期に専門的支援につなげるため、「気になる」という段階から、保健センターや保育所、幼稚園等と障害のある子どもの専門機関が連携し、子どもと家族にとって身近な場所で、保護者の気持ちに寄り添った支援を行うとともに、子どもの成長に応じた切れ目のない支援を行う。

3 次世代を育むすべての家庭を支援し支え合えるまちづくり

(1) 子育てに生きがいを感じられる家庭・職場・地域社会づくり

子どもと子育て家庭を見守り、支え合う地域社会づくりを進めるため、子育て親子が集い、交流できる場の提供や、市民相互による子育て支援活動の推進、高齢者から子どもたちまで幅広い世代の交流を促進する。また、親としての自覚を促し、家庭の養育力向上を図るため、早い段階からの親となるための準備や、親として学び育つための支援を行う。

さらに、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の定着に向け、国や京都府と連携しながら、男女がともに子育てしながら働き続けられる条件整備や、育児休業の取得促進など育児への

男性の参加機会の拡大を進めるとともに、企業や勤労者をはじめ、社会全体の理解や合意形成を図るための広報・啓発等に取り組む。

(2) 子どもの生活環境の整備と安全な生活が確保されるまちづくり

ユニバーサルデザイン*の理念に基づき、子育てしやすい生活環境の整備を図る。

家庭・地域・学校・関係機関が一体となり、地域ぐるみで子どもの安心・安全を確保するとともに、防犯、防災、地域福祉など幅広い分野で、地域の総合的な安心安全ネットワークの構築を進める。

(3) 子育て家庭への経済的支援

子育てに関する手当など国の各種制度の動向に的確に対応するとともに、限られた自治体財源の下、その他の子育て支援施策との総合的なバランスを勘案しつつ、子育ての負担軽減を図る。

(4) 安心して子育てできる保育サービス等の充実

待機児童の解消をめざすとともに、子育て家庭のニーズに対応する多様な保育サービスの一層の充実を図る。また、保育所や幼稚園が地域の子育て支援拠点として、子育て相談や園庭開放等を通じて、地域の子育て家庭への支援に取り組む。

(5) ひとり親家庭の自立促進

ひとり親家庭の自立促進を図るため、子育て・生活支援、就業支援、養育費の確保に向けた支援等、総合的な対策を推進する。また、父子家庭に対する情報発信を積極的に行う。

4 子どもを安心して生み健やかに育てることのできるまちづくり

(1) 安心して妊娠・出産できる環境づくり

妊婦健康診査の定期的な受診等を通じて、妊産婦の健康意識の向上と合わせて、身近な地域で家庭を見守る体制づくりを推進する。また、妊娠期からの父親の育児参加を促進する。

医療機関と保健センターの連携による支援により虐待の未然防止に取り組むとともに、産後うつ病等によりとくに支援が必要な家庭については、子どもの適切な発育・発達を確保するため、専門的な訪問指導などと合わせて、家事・育児の重点的な支援を行う。

(2) 乳幼児の健やかな発育・発達と育児不安を軽減するための支援

乳幼児の健康診査の機会を活用し、子育てに関する必要な情報提供を行うとともに、発達に支援が必要な子どもの早期発見と適切に療育につなぐ支援の充実を行う。また、みずから施策を利用しない、利用することが困難な家庭を把握し、積極的な働きかけを行う。

(3) 子どもの病気や事故に的確に対応できる体制の充実

小児救急医療体制の充実を図るとともに、子どもの事故防止や応急手当について、積極的な普及啓発を行う。また、疾病予防に向けた予防活動を推進するほか、地域で生活する障害のある子どもや長期療養児が、安心してらせるよう、日常生活等の問題に関する相談支援や医療給付を行う。

5 子どもの健全育成のための環境づくり、放課後の子どもたちの居場所づくり

放課後の子どもたちの安心・安全な居場所を確保するため、児童館・学童保育所における取組の充実を図るとともに、その他の放課後児童対策との連携・融合を図る。また、児童館をより地域に開かれた場として、中高生をはじめとする思春期児童の利用の促進や、地域との積極的な連携を図る。

※ ユニバーサルデザイン：製品や施設等を、すべてのひとが利用しやすいデザインにすることをめざす考え方

政策分野 18 学校教育

～市民ぐるみで子どもたちに「生きる力」を育むまちをつくる～

基本方針

いかなる社会情勢にあっても、「ひとりひとりの子どもを徹底的に大切にする」という京都市教育の理念の下、京都で学んだ子どもたちがいのちを大切に、夢と希望をもって未来を切り拓いていけるよう、家庭・地域・大学・産業界・NPOなどの積極的な参画を得て、市民ぐるみで子どもたちの「生きる力」を育む学校教育を推進する。

現状・課題

子どもの育ちの基盤となる幼児教育、小中学校の連携による9年間を通した義務教育、生徒や保護者の多様なニーズにこたえる高校教育、障害のある子どもたちの社会参加と自立をめざした総合育成支援教育において、教職員の熱意あふれる教育実践が展開されている。また、京都市独自の少人数学級や普通教室の冷房化、全校での校内LANの整備など全国トップクラスの教育環境の整備が進んでいる。

また、「地域の子どもは地域で育む」という京都の教育風土と開かれた学校づくりの推進により、学校と家庭・地域が情報、課題、行動、評価を共有し、ともに高め合う、市民ぐるみ・地域ぐるみの教育が着実に進んでいる。

一方で、学校での学びと家庭生活・社会生活との乖離が危惧されるなか、子どもたちの学びのフィールドを社会全体に広め、体験活動やボランティア活動、スポーツ活動等の充実を図り、好奇心や探究心、学習・運動意欲の向上を図ることが重要である。そのために、学校・家庭・地域が「生きる力」の意味を共有し、ともに子どもを育むことが求められる。

さらに、子どもの自尊感情や規範意識の低下が懸念されるなか、子どもたちが地域を大切に、心や公に資する態度を身につける必要がある。

また、生命の誕生や死など、子どもたちがいのちを感じ、みずからのいのちを守る視点に立って、他者を大切に、取り組むことを充実することも必要である。

子どもの豊かな学びと育ちに向けて学校運営協議会委員による熱心な議論



小学生の長期宿泊・自然体験活動



幼児教育・子育て支援の充実に向けた拠点「こどもみらい館」



みんなでめざす10年後の姿

1 社会の宝である子どもたちを地域ぐるみで育んでいる

コミュニティスクール*の推進など、地域ぐるみで学校教育を推進するしくみづくりを進めることにより、公教育への市民の信頼を高め、充実した教育環境の下で、すべての子どもたちが「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」を身につけることができるまちとなっている。

2 教職員や保護者が子どもたちを中心にしっかり連携できている

教職員、PTA等による校種間の枠を越えた取組をさらに進め、保育所・幼稚園から小学校、中学校、高等学校、総合支援学校が連携し、子どもたちの学びと育ちの連続性の視点に立った一貫した取組を推進するまちとなっている。

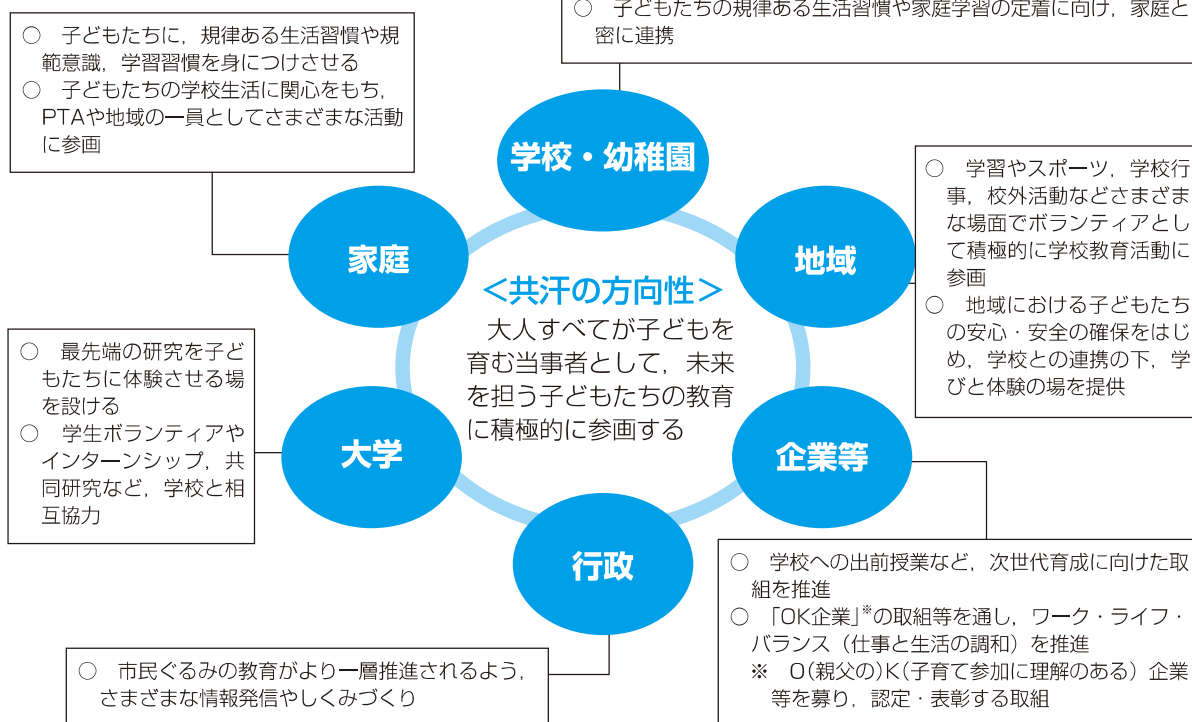
3 子どもたちがあらゆる場で学び体験できる社会となっている

学校・家庭・地域・大学・産業界・NP0等の連携の下、すべての大人たちが子どもを育む当事者として行動し、社会全体で子どもたちにさまざまな学びや体験交流の場を提供することにより、子どもたちの「生きる力」を育むことができるまちとなっている。

4 京都で学んだ子どもたちがあらゆる場面で活躍している

京都の都市特性や社会資源を最大限に活用し、京都ならではの伝統文化教育や環境教育、食育、生き方探究教育、健康教育等を推進することにより、京都、世界の未来を担う人材を育むことができるまちとなっている。

市民と行政の役割分担と共汗



* コミュニティスクール：保護者や地域住民等からなる学校運営協議会を設置し、学校・家庭・地域が一体となった学校運営を推進する制度

推進施策

1 市民ぐるみの教育の推進

(1) 開かれた学校づくりと地域ぐるみの教育

社会の宝である子どもたちを地域ぐるみで育むため、学校・幼稚園が積極的に情報発信を行い、ボランティアや学校評価、学校運営協議会など保護者・地域のひとびとの学校教育への参画を促進することにより、京都の伝統である地域ぐるみの教育の一層の推進を図る。

(2) 大学、産業界、NPO等の幅広い参画を得た学校教育の推進

次世代育成に向け、大学や産業界、NPO等による学校教育への参画を進め、京都ならではの食育や伝統文化教育、生き方探究教育、ものづくり体験学習、健康教育など、子どもたちのさまざまな学びや体験交流の場を充実させる。

また、府市協調の下、市内の子どもたちが通う私立学校・園等の振興に努める。

2 子どもたちに「生きる力」を育む教育の推進

(1) 「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」の調和を図る教育の推進

子どもたちが自立して社会で生き、豊かな人生を送ることができるよう、幼児教育においては幼児の自発的な活動としての「遊び」を通じて、情緒的・知的な発達、社会性の涵養を図り、義務教育9年間については、児童生徒の9年間の育ちにすべての教職員が責任をもつ意識改革と行動改革を行いつつ、小中一貫した「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」の育成を図る。また、市立高等学校においては、生徒たちが自己のあり方や生き方を考え、ひとりひとりの将来展望に応じた進路を実現できるよう、生徒・保護者・社会のニーズを踏まえた魅力ある高校づくりに向けた改革をさらに推進する。

(2) 規範意識の醸成と人権教育の推進

すべての子どもたちの規範意識を高めるため、あらゆる教育活動において、子どもたちの絆づくりにより意図的、計画的に取り組むとともに、家庭・地域・関係機関との連携により、「社会で許されない行為は学校においても断じて許されない」との姿勢で、いじめや暴力等の未然防止に努める。

また、子どもひとりひとりが自尊感情を高めるとともに、いのちを感じ、互いに認め支え合い、ともに生きることの大切さを学ぶことにより、人権文化の息づく社会の構築をめざした人権教育を推進する。

(3) 心身の健康と望ましい生活習慣の確立に向けた取組の充実

家庭・地域・関係機関と連携した喫煙、飲酒、薬物乱用防止に関する取組、性に関する教育やエイズ教育、運動やスポーツの実践などを推進することにより、子どもたちが、みずからの心身の健康について考え、早寝早起きや家庭学習、読書など、望ましい生活習慣を実践できるよう指導の充実を図る。

(4) 「環境モデル都市・京都」を担う子どもたちの育成

家庭・地域や大学、企業、NPO等との連携により、「環境モデル都市・京都」を担う子どもたちの環境に対する感性を培い、「歩くまち・京都」の実践など、環境保全や環境問題解決に向けて行動する態度を育成するため、すべての教育活動を通して環境に関する学習を展開する。

(5) 総合育成支援教育の充実

障害者権利条約の理念の実現をめざす国での議論を踏まえ、LD（学習障害）等支援の必要な子どもを含む障害のある子どもたちが、ひとりひとりのニーズに合った教育を受けられるよう、教職員の専門性の向上と学校の組織体制を確立し、個別の指導計画等の作成により必要な支援・指導の充実を図る。また、総合支援学校や育成学級で学ぶ児童生徒と小中学校の児童生徒との交流及び共同学習等をより一層推進し、障害のある子どもへの理解を深め、支援ができる学級集団づくりを進める。さらに、より自立的な社会参加をめざす新たな学習拠点の整備や職業学科の定員拡大等、総合支援学校の教育環境の一層の充実を図る。

3 教職員の資質・指導力の向上

(1) 教員養成から採用、研修まで一貫したシステムの構築

教職員が尊ばれ、多くの学生が高い志と夢や希望をもって教員をめざせるためには、公立学校の教職員が市民の信頼にこたえる必要がある。そのためには、大学・大学院での教員養成課程と学校現場での教育実践との融合、教師をめざす学生等に対して教師として求められる資質や実践的指導力を養成する取組の充実、多様な人材を確保するための特色ある教員採用試験の実施、採用後の研修体系の充実やICT（情報通信技術）を効果的に活用した授業の質の向上等を進め、教職員の資質・指導力の向上を図る。

(2) 教職員評価システムの実施と評価の活用

全教職員がみずからの課題や改善点を明確にし、資質向上や能力開発を促進するため、教職員評価システムの充実と高い信頼性を確保し、教職員の意欲向上や学校組織のさらなる活性化を推進する。

4 新しい学習環境づくり

(1) 学校施設の環境対応とバリアフリー化

老朽化した学校施設の機能改善などの際に、太陽光発電システムや風力発電システム、屋上緑化や壁面緑化、校庭の芝生化など、環境にやさしい学校施設の整備を進めるとともに、学校施設のバリアフリー化を進めて、児童生徒が障害の有無などにかかわらず、安心して快適に過ごせる学習環境を整備する。

(2) 自然とふれあえる野外活動の充実

野外活動施設花背山の家を中心とした長期宿泊・自然体験や、海に接することが少ない京都の子どもたちが、海での生活を体験する野外教育センター奥志摩みさきの家での活動などの野外活動の推進を図るため、活動プログラムの多様化や施設環境の充実を図る。

政策分野

19 生涯学習

～まち全体をまなびやに 大人も子どもも学び育つまちをつくる～

基本方針

「豊かな人生は学びとともにある」という観点から、京都ならではの「地域力」、「文化力」、「人間力」を結集し、まち全体を学びの場とすることで、子ども・若者から高齢者まであらゆる世代の市民だれもが学ぶ喜びを実感し、みずからを磨き高めて、社会を創造していけるまちづくりを進める。

また、次代を担う子どもたちを市民ぐるみで健やかに育むために、「子どもを共に育む京都市民憲章」の実践に向けた取組を市民ぐるみで推進する。

現状・課題

大学、博物館、文化財、伝統産業から先端企業などが集積する京都の都市特性と、京都ならではのさまざまなひとのつながりを生かし、生涯学習施策を総合的・体系的に推進するしくみづくりができています。

各市立図書館や生涯学習総合センターなどの生涯学習機関はもとより、学校が地域の学びの拠点として定着し、市内のあらゆる場での学びと交流が進んでいる。

一方で、子どもから高齢者まで幅広い市民の多様な学習需要の適切な把握と、それに応じた情報の提供や、学習機会の充実などにより、市民の学習の場への一層の参加促進を進める必要がある。

また、家庭や地域の教育力の低下が懸念されるなか、PTAが中核となって、子育て支援や父親の子育て参加、地域活動の活性化など、地域ぐるみで子どもを育む取組が推進されている。今後さらに充実するとともに、子どもを取り巻くさまざまな今日的課題を、社会全体の問題として正しく認識し、「子どもを共に育む京都市民憲章」の理念に即して、大人たちがそれぞれの立場で子どもたちの健やかな育ちにかかわる取組を進める必要がある。

中央図書館で校外学習中の小学生



茶道体験 ～みやこ子ども土曜塾～



生涯学習総合センターでの「ゴールデン・エイジ・アカデミー」



みんなでめざす10年後の姿

1 市民がまちのあらゆる場で学んでいる

行政だけでなく、さまざまな団体が実践している生涯学習の場や情報を有機的に結びつけ、一元的に案内・発信し、社会全体で共有することにより、子ども・若者から子育て世代、高齢者まで、障害の有無にかかわらず、生涯学習の主体である市民ひとりひとりが学習の場をワンストップで選択し、参加できるまちとなっている。

2 市民の学びが生かされたまちづくりが進んでいる

学びの成果が仕事や社会活動等に生かされ、相互につながることによって、市民ひとりひとりの学びが京都の未来を創造する原動力となるようなまちとなっている。

3 学びが次世代に継承されている

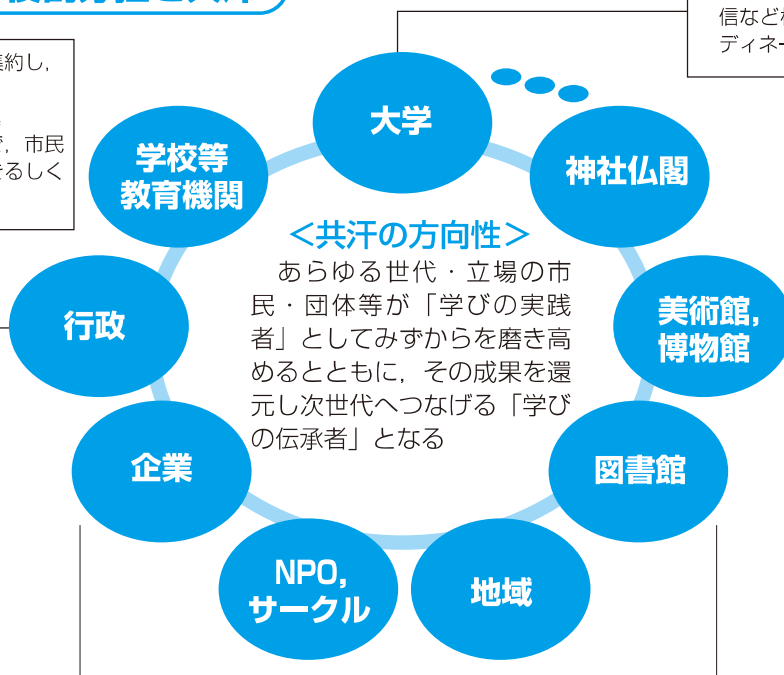
世代間交流の場をあらゆる場面で設けることにより、学びが高齢者、子育て世代、子どもたちへとしっかりとつながっていく「学びの伝承」を実現できるまちとなっている。

4 「子どもを共に育む京都市民憲章」の理念に基づく行動が市民に浸透している

すべての大人たちが「子どもを共に育む京都市民憲章」の理念を意識し、子どもを真ん中に据えた行動をすることで、社会の宝である子どもを市民ぐるみで育むまちとなっている。

市民と行政の役割分担と共汗

- あらゆる学びの場を集約し、わかりやすく情報発信
- 学びの場の連携を推進
- 市政のあらゆる分野で、市民の学びの成果を還元できるしくみを整備



- 専門的な学びの場を広く提供するとともに、情報発信など横のつながりをコーディネート

- 団体間の横の連携を密にし、学習に関する情報共有や事業等の連携を推進
- 家庭・地域は、構成員みんなが学びを進め、互いの学びを尊重し、それぞれの学びを支え合う

推進施策

1 市民だれもが参加できる「学びのネットワーク」の拡充

(1) ひとりひとりが学び続けるまちづくり

生涯学習の主役である、ひとりひとりの市民が学ぶことの楽しさ、深さ、尊さを実感し、学び続けることによって、みずからを磨き高め、さらに意識や行動、ライフスタイル（くらし方、生き方）を変革させていくことを奨励するようしくみを構築する。また、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を推進し、ひとりひとりが学ぶゆとりをもち、それぞれが意欲を高めて学びに取り組むことのできるしくみを構築する。

(2) 京都ならではの学びの発掘・発信

大学のまち、山紫水明のまち、ものづくり都市、観光都市といった京都の都市特性を最大限に活用しながら、大学や博物館、伝統産業から先端企業、NPO・ボランティア団体などが創出する豊富な学習資源を相互に結びつけ、世界を魅了する刺激的な学びを発掘・発信する。そのため、京都市の全庁横断的な生涯学習推進組織と、幅広い生涯学習関係団体のネットワークとの両輪により、ひと・地域の新しい絆となる「学びのネットワーク」を拡充する。また、多彩な学びの情報の一元化を図り、情報の受け手と送り手をワンストップでつなげるシステムを構築する。

(3) 生活のあらゆる場面で役立つ図書館機能の充実

「知りたいとき、困ったときは図書館へ」を合言葉に、市民に最も身近な学びの拠点として、またくらしに潤いを与え、地域を支える情報センターをめざして、インターネット図書検索システムや情報発信等の電子図書館機能をはじめ、図書館機能の充実を図る。とりわけ、子どもの読書活動を推進するため、学校図書館と関係機関とも連携し、児童館・学童保育所や子ども文庫、PTAサークル、書店等も含めた幅広い団体等とも情報を共有しながら、読み聞かせや親子対象の講座等の充実を図る。

(4) 学びの拠点としての学校施設をはじめ、多彩な生涯学習機関の活用

学区・地域の拠点である学校施設や区役所・支所などを中心に展開されている地域に根差した学びを活性化させるため、催し情報の発信などの支援を行う。

また、京都市の生涯学習のセンター的役割を担う生涯学習総合センター（京都アスニー）や京都の教育の伝統と町衆の情熱を発信する学校歴史博物館、乳幼児の子育て支援を総合的に推進する子育て支援総合センターこどもみらい館、科学に親しむ風土づくりをめざす青少年科学センターなどが、それぞれの分野での拠点として、関係機関・団体相互の連絡調整・情報共有を図るなど、全市的ネットワーク機能の充実を図る。

2 学びが社会に還元されるしくみづくり

(1) 学びで進めるまちづくり

「まちづくりは人づくりから」を生涯学習の基本理念とし、ひとりひとりが学びを続けることにより、みずからの地域や社会の課題を認識し、それらの課題の解決に主体的に取り組むまちづくりを進める。

とくに、「団塊の世代」をはじめとする高齢者の豊富な知恵と経験を最大限生かしながら、世代間が互いに学び合うしくみを構築する。

(2) 学びで深める地域の絆

地域の各種団体と学校運営協議会、PTAやそのOB、おやじの会等とが連携した「学校・学区等を核とした地域コミュニティ」づくりを推進し、地域活動をより一層活性化する。

また、そうした地域コミュニティへの積極的な参画や住民の相互交流をさらに深めるための呼び水として、住民が参加して楽しいと感じられ、子どもから高齢者まで多世代の市民が楽しめるイベント企画等を切り口とした、各地域でのさまざまな学びへの支援を行う。

3 子どもを共に育む気運づくり

(1) 「子どもを共に育む京都市民憲章」の推進

学びを次代につなげるため、未来を切り拓く子どもたちの学びと育ちを支える。そのため、京都が培ってきたひとづくりの伝統を受け継ぎ、ネットワークの輪をさらに広げながら、「子どもを共に育む京都市民憲章」が子どもを主体とした大人の行動規範として定着することをめざす。

とりわけ、虐待・薬物・児童ポルノをはじめ、子どもたちのいのちを脅かし青少年の健全育成を阻害する課題解決に向けては、各行政機関・市民団体の有機的な連携が何よりも重要である。行政等関係機関が参画するワーキングチームを設置するなど、各団体間の協働関係をより一層強めていく。

(2) まち全体をまなびやに 大人みんなが先生に

放課後・休日や夏休み等に豊かな学びと育ちを市民ぐるみ・地域ぐるみで支えるさまざまな活動について、京都ならではの多彩な学習資源を最大限活用しながら拡大を図る。具体的には、地域や企業、大学、博物館、神社仏閣、NPOなど幅広い市民が参画して、子どもたちに豊かな学びと育ちの場を創造する市民活動、子どもたちに運動の機会と環境を提供する各道場・スポーツ少年団の活動を振興する。

(3) すべての家庭にしっかり届ける家庭教育支援

親自身が親としての心構え等を学ぶための「親支援プログラム」については、孤立しがちな子育て中の親が気軽に参加できるよう、保育所・幼稚園・学校さらには保健センター・児童館等あらゆる場所で展開させ、すべての家庭に対して支援策を講じる。

また、中高生等、将来親となる若い世代が、体験活動などを通して、子どもを生み、慈しみ、育てることに感動を覚え、いのちの尊さを感じ、家族の社会的機能・役割とそれを支える地域や社会の重要性を考える機会となる学習のしくみを構築する。

行政経営の大綱

～市民とともに京都の未来を切り拓く～

基本理念

本計画の6つの「京都の未来像」とそれらを踏まえた27の政策分野における「みんなでめざす10年後の姿」には、市民をはじめとするさまざまな活動主体がそのもてる力を存分に発揮し、いきいきと連携することによって生まれる、豊かで力強いこれからのまちのあり様を描き出している。

このような地域に住むものがみずからの意思と責任でみずからのまちづくりを進める時代にあって、行政は、個人や地域が引き受けることのできない分野を担うことはもとより、他の活動主体と共に汗しながら、地域社会に大きな力を生み出し、その豊かさを下支えるような存在とならなければならない。

そのための行政経営のあり方として、変化に迅速、的確に対応するための柔軟性、公務遂行の責任を果たすための職員の専門性を追求し、かつ持続可能な財政を構築するために、財政構造の着実な改革を果たすとともに、市民に一層開かれ、市民とともに京都の未来を力強く切り拓く市役所づくりを進めていく。

現状・課題

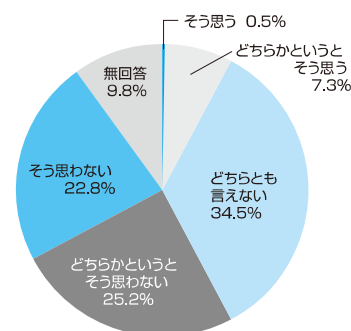
大都市でいち早く「市民参加推進条例」を制定し、市政やまちづくりへの市民参加を進め、成果を挙げてきた。しかしながら、多くの市民が市民参加を身近なものとして実感するまでには至っておらず、もっと多くの市民に参加の輪を広げていく取組を推進する必要がある。

行政評価条例に基づき、全国的にも先進的と高く評価される行政評価の取組を進めているが、本計画の政策や施策に合わせた、さらなる改善が必要である。また、開かれた市政の前提である情報公開を引き続き推進し、説明責任を果たす必要がある。

京都市は、市税収入が他の指定都市と比べて少ないなど、もともと財政基盤が脆弱なうえ、三位一体改革※以降の全国平均を上回る地方交付税の削減、社会福祉関係経費等の義務的経費の増加により財政の硬直化に拍車がかかっている。京都市は、従前の取組の延長線上ではない、大胆な行財政改革の取組を行うことで、財政健全化団体への転落を避けなければならない。

市民の市民参加に対する実感はまだまだ高まっていない

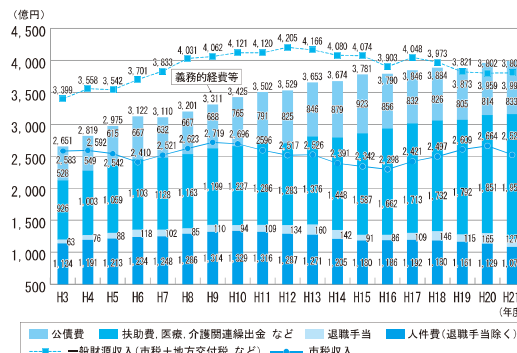
Q.市の方針や仕事の内容について、企画段階から市民が意見を言う機会が十分ある。



資料:京都市市民生活実感調査(平成22年度)

硬直的な財政

【市税収入、一般財源収入、義務的経費等の推移】



資料:京都市

※ 三位一体改革：国庫補助負担金，地方交付税，税源移譲を含む税源配分のあり方の3つを一体的に見直す改革

社会情勢の変化や多様な市民ニーズに柔軟に対応できる組織体制の編成がつねに求められている。また、職員が法令遵守はもとより、「市民感覚」をつねに意識しながら、創造的かつ主体的に職務を遂行するという意識改革や組織風土の改革を一層推進する必要がある。

財政健全化に早くから着手

	「平成の京づくり」 推進のための 市政改革大綱	京都新世紀に 向けた市政改 革行動計画	京都新世紀 市政改革大綱 (取組期間：平成13 ～17年度)	市政改革実行 プラン等 (取組期間：平成16 ～20年度)	合 計
期 間	平成7～9年度	平成10～12年度	平成13～15年度	平成16～20年度	
経費節減 (事務事業の 見直し等)	約86億円	約133億円	約106.6億円	約449億円	約774.6億円
公共工事の コスト縮減	—	約112億円	約102.3億円	約182.7億円	約397億円
職員 減員数	1,246人(7～12年度)		1,100人	1,301人	3,647人
財政効果	未算定	約124.4億円	約198.5億円	約329.6億円	約652.5億円
合 計	約86億円	約369.4億円	約407.4億円	約961.3億円	約1,824.1億円

資料:京都市

基本方針

1 参加と協働による市政とまちづくりの推進

市民の知恵と力を生かした市政を実現するため、市民の積極的な市政への参加と、市民と行政との協働を進めるとともに、「自分たちのまち自分たちでつくっていく」という市民主体のまちづくりを進める。

- (1) 市民が主役の市政を進めるため、政策の企画、実行、評価の各段階において、市民が参加する機会を一層拡充する。また、市民と行政が、お互いの特性をもちより、協働して新しい価値を生み出す、協働による市政運営をさらに進める。
- (2) 市民主体のまちづくりを進めるため、市民の自治意識の向上と、市民・地域団体・NPO・民間事業者等によるまちづくり活動への支援、相互連携のしくみづくりを推進する。
- (3) 地域のことは地域で決めることのできる自治の確立に向け、国からの事務権限と財源の移譲とともに、抜本的な大都市制度の改革を国に対し積極的に提案・要望する。
- (4) 市民と行政の最も身近な接点となる区役所において、個性と魅力ある地域づくりの拠点として、地域の主体的なまちづくり活動を支援する。また、市民の知恵と力を生かすことができるよう、情報の受発信機能を強化するとともに、さまざまな活動主体と協働した取組を進める。

2 情報の公開・共有と行政評価の推進

情報の公開、提供を推進し、市民と情報を共有するとともに、政策、施策、事務事業等の評価を行う行政評価をさらに充実させることにより、市民への説明責任を果たし、市民に身近で一層開かれ、効果的かつ効率的な市政を推進する。

- (1) 徹底した市民目線に立って、市民の求める情報を公開するとともに、市政に関する情報を政策検討のできるだけ早い段階からの確に提供することにより、市政の一層の「可視化」を図る。
- (2) 市民との情報の共有を図るため、情報の公開、提供を推進するとともに、市民の求める情報がより得やすくなるよう、ICT（情報通信技術）の戦略的かつ計画的な活用を促進する。
- (3) 時代の変化等をつねにとらえ、政策評価、事務事業評価をはじめとする各評価制度間での連携など、市役所がみずからの仕事を絶えず点検・評価する行政評価の取組をさらに充実させることにより、本計画の推進をはじめとした効果的かつ効率的な市政を実現する。

3 持続可能な行財政の確立

時代の変化等をつねにとらえながら、公民の役割分担を絶えず見直し、最適な市民サービスを提供する。また、低成長・少子高齢化時代にあっても、市民の安心・安全な生活をしっかりと支え、将来にわたり必要な施策、事業を実施していくため、これまでの財政構造のあり方を根本的に見直す。

そのために、歴史都市である京都の都市特性を踏まえつつ、京都の未来に責任をもち、将来の世代に負担を先送りしないという観点から市債残高を減少させ、コンパクトで機動的であるとともに、景気変動等にも耐えうる足腰の強い財政の確立を図る。

また、持続可能な行財政を確立することは、都市の成長のための戦略と財政構造の改革が一体となって初めて可能となるものであり、本計画に掲げる政策の推進と財政構造改革を車の両輪のごとく取り組んでいく。

- (1) 市政の隅々まで市民感覚を徹底するとともに、民間の経営感覚・コスト意識を積極的に取り込み、効果的かつ効率的な市政を構築する。
- (2) 財政構造の改革の推進に当たっては、歳入歳出の主要な構成要素である「公共投資」、「人件費」、「社会福祉」、「市税をはじめとする歳入の確保」の4つの分野を対象として、財政運営に当たっての目標を設定し、その目標を達成するための計画を策定して、改革の取組を進める。
- (3) 財政を安定させるため、大都市特有の財政需要を踏まえた地方交付税の確保や税源移譲等を国に対して、また、府市間の役割分担に応じた適正な財源の確保を府に対して働きかける。
- (4) 京都市の財政の実情、改革の進ちょく状況等についての財政情報を、分かりやすく発信し、市民と共有したうえで、財政構造の着実な改革を成し遂げる。

4 一層信頼される市役所づくりに向けた組織の改革と人材の育成、市役所庁舎の整備

時代や市民のニーズ、新たな課題に的確かつ迅速に対応し、最少の経費で最大の効果を発揮することができる組織改革を進める。

あわせて、すべての職員が、創造的かつ主体的に職務を遂行し、仕事に対する意欲を高め、さらには「みずからが市政を改革・創造する」という意識をもつなど、新たな組織文化を根付かせ、市民に一層信頼される市役所づくりに努める。

- (1) 多様な市民のニーズや新たな課題等に対応し、最適な市民サービスを提供するため、縦割り組織の弊害の解消など、簡素で効率的な組織体制の整備を進める。
- (2) すべての職員がその責務を全うできるよう、高い専門性と広い視野をもち、仕事に対する意欲と主体性を高めるしくみづくりを行い、これからの市政を担う人材を育成する。また、市民との信頼関係の基礎となるコンプライアンス[※]を徹底する。
- (3) 市民の安心・安全を守る災害対策の拠点となり、市民の市政参加と市民主体のまちづくりを進めるのにふさわしい機能等を備えた市役所庁舎の整備を図る。

※ コンプライアンス：市民に信頼される行政運営のために、法令に従い、これを確実に守るという基本を徹底するとともに、つねに「法の一般原則」に立ち返り、創造的かつ主体的に職務を遂行すること。